

# 令和4年度6次産業内製化支援事業実施要領

## 第1 目的

農林漁業者による6次産業化商品は、全ての工程を農林漁業者自らの加工施設、又は工程の一部を専門事業者に委託して製造しているが、近年では新型コロナウイルス感染症の感染拡大や原油価格高騰の影響を受け、商品製造に必要な各種資材費や化石燃料を使用する機器の動力光熱費、また、外注先の専門事業者に対する製造委託費等のコストが増加傾向であり、6次産業化に取り組む農林漁業者の経営を圧迫している。

加えて、専門事業者で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合には商品製造が停止し、当該商品の納入に穴をあけることになり、売上の低下のみならず信頼関係の低下による取引関係の停止というリスクも抱えている。

そのため、6次産業化商品の製造において、委託製造工程の内製化（自家製造）により、経営コスト削減と新型コロナウイルス感染症に対するリスクヘッジを図るとともに、自由な発想による試作が容易になることによる新商品開発等の前向きな取り組みや、お取り寄せ需要の取り込みによる所得向上に繋げる。

## 第2 実施内容等

- 1 本事業における事業メニュー、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表のとおりとする。
- 2 実施期間は令和4年度内とする。

## 第3 実施の手続等

- 1 事業実施主体は、実施計画承認申請書（様式第1号）（以下、「承認申請書」という。）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、事業実施主体から1に基づく承認申請書の提出があった場合、内容を審査し、適正と認める場合は承認を行うものとする。
- 3 事業実施主体は、2により承認された内容について、計画に位置付けた導入機器の種別を変更する場合には、重要な変更として1及び2に準じた手続きを行うものとする。

ただし、令和4年度6次産業内製化支援事業費補助金交付要綱（平成4年6月22日付け4農政第130号）第6条に規定する変更承認申請書を提出し、承認を受けた変更を除く。

- 4 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、補助金の交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、事業実施主体は、交付決定前着手届（様式第2号）を知事に提出するものとする。

また、事業の着手に当たっては、入札又は見積もり合わせを行うことにより事業費の低減を図るものとする。

#### 第4 県の助成措置

- 1 知事は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その額は、別表に定めるほか、次項により算定するものとする。
- 2 県は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、県補助金要望合計額が予算の範囲内の場合は、全額を要望額通り配分する。また、県補助金要望合計額が予算の範囲を超える場合は、経営コスト削減率および対象商品の売上額それぞれについて順位を付し、順位合計の少ないものから順に配分し、順位合計が同点の場合は、経営コスト削減率の高い方を上位とする。なお、ポイント合計の下位の要望については、要望額の一部配分または配分しないことがある。

#### 第5 効率的かつ適切な執行の確保

- 1 知事は、事業実施主体等に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、その他の法令及びこの要領の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 知事は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果、違反の事実があると認めるときは、事業実施主体等に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 3 知事は、事業実施主体等に対し、本事業の効果等の検証を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講じることができる。

#### 第6 導入した機器等の管理運営等

- 1 事業実施主体は、導入した機器等を良好な状態で管理し、故障・不具合が生じた場合は必要に応じて修繕等を行い、どの導入目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。
- 2 事業実施主体は、導入した機器等について、補助金の交付目的に沿った適正な管理を行うため、耐用年数（新品の場合には法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数をいう。）、中古機械又は中古施設の場合には同省令第3条による耐用年数に相当する期間に準じて処分制限期間を設定するものとし、機器等の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を作成するものとする。
- 3 事業実施主体は、2で設定した処分制限期間内に、当該補助金の交付の目的に反

して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第 22 条に準じた財産処分として、県が定める交付規則等に基づき、財産処分の申請を行い、承認を受けるものとする。

- 4 事業実施主体は、導入等した機器等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに知事に報告するものとする。

## 第 7 関係書類の整備

事業実施主体は、処分制限期間が終了するまでの間、本事業の実施に係る、関係書類等を整理保存しておくものとする。

### 附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 22 日から施行する。

なお、本事業については、その緊急性に鑑み、「農畜産業関係補助事業事務の取扱いについて」（平成 24 年 2 月 17 日付け 23 農政第 1429 号。）を適用しないものとする。

別表（第2の1関係）

事業メニュー	事業実施主体	要件	補助率
<p>6次産業化に取り組む県内農林漁業者等に対し、6次産業化商品の製造工程のうち委託している部分を内製化するために必要な設備・機械の購入に要する経費を支援（ただし、施設整備費は含まない）</p>	<p>県内の農林漁業者又は農林漁業者で構成する団体 （ただし、団体の場合は、定款等により事業内容や構成員等が確認でき、かつ、団体として経費や売上を一括管理していること（単なる個人の集合体は不可））</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業により導入する設備・機械を活用して製造する6次産業化商品を既に事業実施主体自らが販売していること</li> <li>・ 本事業により導入する設備・機械は既に自らが販売している6次産業化商品の製造工程のうち外部に製造を有償で委託している工程を内製化するものであること</li> <li>・ 内製化して製造する6次産業化商品の原材料となる農林水産物は事業実施主体自らが生産したものであること（系統出荷された農林水産物は対象外）</li> </ul>	<p>補助対象経費の1/2以内 （補助上限額：6,000千円）</p>

様式第1号

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
法 人 名  
氏 名  
(法人の場合は代表者の役職、氏名)

令和4年度6次産業内製化支援事業実施計画承認申請書

令和4年度6次産業内製化支援事業実施要領（令和4年6月22日付け4農政第130号）第3の1の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

- (注1) 関係書類として、実施計画書（別紙）を添付すること。
- (注2) 実施要領第3の3に規定する重要な変更により提出する場合は標題の「承認申請書」を「変更承認申請書」として提出すること。その場合の添付資料は、変更理由書（様式自由）及び既提出書類において変更のあった書類についてのみ添付すること。

様式第2号

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
法 人 名  
氏 名  
(法人の場合は代表者の役職、氏名)

令和4年度6次産業内製化支援事業に係る交付決定前着手届

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付け〇〇第\_\_号をもって承認通知のあった実施計画書に基づく事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容 (機械名、台数等)	事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	理由

## 令和4年度6次産業内製化支援事業実施計画書

1 補助要件等の確認(該当する項目の□を■に変換:全項目該当することが必須)

□	①申請者は要領に規定する県内の農林漁業者又は農林漁業者で構成する団体である
□	②今回導入する機器を活用して製造する6次産業化商品等は既に申請者自らが販売している
□	③今回の取組みは②の商品製造のうち、有償で外部委託している工程を内製化(自家製造)するものである
□	④対象商品の原材料となる農林水産物は主に自らが生産したものである

2 事業内容等

(1)機器を整備する6次産業化商品及び本事業で内製化する製造工程

商品の種別	売上額 (R元~3年度累計)	主な販売先	該当する製造工程の内容	売上目標 (R4~6年度累計)
	千円			千円
	千円			千円
	千円			千円

※「商品の種別」は商品名ではなく「ジュース」や「ジャム」などの総称を記載。

(2)機器の整備内容(今回の補助対象となる製造工程に関する内容のみを記載)

現在委託製造している工程			➔	今回機器整備する工程(計画)		
工程と経費の内容	数量(単位)	コスト		工程と経費の内容	数量(単位)	コスト
		千円			千円	
		千円			千円	
		千円			千円	

※「工程と経費の内容」は今回対象となる委託工程と委託に係るすべての経費を記載。

「数量」は単位(個、本など)も記載。

3 機器導入計画

導入する機器	事業費 (税込)	負担区分				差し引いた 消費税額(※)
		県補助金	融資	その他	自己負担	
		0			0	
		0			0	
		0			0	
		0			0	
		0			0	
<b>合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

※補助金算定において、消費税の課税事業者(簡易課税制度適用者及び免税事業者を除く)は消費税額を差し引いて算定し、「差し引いた消費税額」欄に消費税相当額を記載すること

4 経営概要

作作品目	経営面積	6次産業化商品への活用の有無	商品の種別	今後の6次産業化への取組みの方向性 ※事業対象品目の場合はその旨記載

[添付資料]

1. 要望調査書の添付資料(要望調査時と変更がなければ添付不要)
2. その他知事が必要と認める資料